

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク  
第 1 1 回 臨時会員総会

< 議案資料 >

第 1 号議案 一般社団法人町田市介護サービスネットワーク  
法人事務局移転に伴う定款変更について (案)

< 議案説明 >

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク (以下、「本会」という。) は、町田市の補助事業及び委託事業等の事業拡大に伴い、現在の本部事務所 (9 m<sup>2</sup>) と手狭となり、事務局機能に支障を来しておりました。予てより、移転先を検討していたところ、町田市等関係団体とのご意見を頂きながら、このたび、下記に本部事務局を移転することとなりました。本部機能と事業拡大に伴う事業の円滑な運営のためのものです。

つきましては、本会定款第 2 条 (事務所) の変更が生じますので、法人事務局移転に伴う定款変更について提案させていただきます。ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

( 1 ) 定款第 2 条の事務所の変更内容

変更前の事務所：東京都町田市原町田四丁目 9 番 8 号町田市民フォーラム 4 階

変更後の事務所：東京都町田市山崎町 2055 番地 2 C-111

( 2 ) 変更の発生時期

2016 年 10 月 1 日

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク定款一部変更新旧対照表

	内 容		理由
	変更前	変更後	
変更の内容及び理由	<p>(事務所) 第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都町田市原町田四丁目 9 番 8 号町田市民フォーラム 4 階に置く。</p> <p>附則 この定款は、平成 28 年 3 月 14 日から施行する。</p>	<p>(事務所) 第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都町田市山崎町 2055 番地 2 C-111 に置く。</p> <p>附則 この定款は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。</p>	事務所の移転